

## 募集内容

### 1 案件名称

令和8年度ペットボトルベール売扱

### 2 趣旨

近年、環境負荷の低減や、CO<sub>2</sub>排出量の削減などの観点から、水平リサイクル（使用済製品を原料として用いて同一種類の製品を製造するリサイクル）の機運が高まってきており、特にペットボトルについては、「2030年ボトルtoボトル比率50%宣言（全国清涼飲料連合会）」が発表されるなど、各社で検討が進められています。

本市では従来から、日本容器包装リサイクル協会に市内かんびん資源化センターで成型されたペットボトルベール品を引き渡すことにより、多様な資源化を推進してきましたが、ボトルtoボトルの潮流を踏まえて、令和5年度から北九州市本城かんびん資源化センターからのペットボトルについてボトルtoボトルを条件とした入札を実施（北九州市日明かんびん資源化センター分は引き続き日本容器包装リサイクル協会に引き渡し）しました。

その一方で、令和6年度に改定した北九州市環境基本計画では、政策目標のひとつに「循環経済（サーキュラーエコノミー）システムの構築を掲げ、市内で消費された様々なものが、市内のリサイクル企業で再資源化され、再び新たなものづくりや市民生活に活かされる「地消・地循環」を推進していくこととしています。

このような状況を踏まえ、令和7年度分からは、地域循環の実現、ボトルtoボトルの推進、多様な資源化を統合した独自の入札を実施することとし、本城及び日明のかんびん資源化センターの当該ペットボトルベール品を買い受け、その50%以上をボトル to ボトルリサイクルを実施することを条件として、リサイクル事業者を選定しています。

事業者の募集選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により、法人等から提案を募り、選定委員会による審査の結果、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者としています。

### 3 募集の考え方

#### 【リサイクルの要求水準】

(1) 国内においてペットボトル等への再生処理を行うこと。また、可能な限り本市内にてペットボトル等への再生処理を行うこと。

※ペットボトルとは、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第五の第四欄又は第五欄のポリエチレンテレフタレート製の容器を指す。

(2) 買い受けたペットボトルのうち、残渣を除いた50%以上（重量ベース）をペットボトルに再生すること。

(3) 買い受けたペットボトルベール品の運搬、再生樹脂生産、ペットボトル成形、製品化に至る一連の工程で、生活環境に悪影響等を発生させず、持続可能な体制で国内資源循環を図るリサイクルのルートを構築すること。

(4) 歩留まりや残渣について、他用途への再生ルートや廃棄物として適切に処理するルートを確保すること。

(5) 本市のペットボトルを他のペットボトルと区別して管理し、工程ごとの処理量、再製品化量、残渣量を管理すること。

ただし、他のペットボトルと区別しての管理が難しい場合は、他のペットボトルについて、異物混入や汚染の程度、重合の状態などが本市のペットボトルからの生成物と同質の場合、それぞれの重量を測定したうえで混合して処理し、処理後の生成物の量や残渣量を重量で区分することができるものとする。

- (6) 不純物を可能な限り除去し、厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）」に基づき安全性の判断基準を満たし、適切な製造品質管理を行うこと。
- (7) 残渣の低減に努めるとともに、発生した残渣を適正に処理すること。
- (8) 北九州市が指定する方法により、リサイクルの状況等の報告を行うこと。

#### 4 売扱物件の概要

##### (1) 売扱物件

北九州市日明かんびん資源化センター及び北九州市本城かんびん資源化センター（以下、「資源化センター」という。）で選別、減容、圧縮、梱包されたペットボトルベール（以下、「ベール」という。）

##### (2) ベール寸法等

ア 北九州市日明かんびん資源化センター

(ア) 寸法：幅 1,000 mm×長さ 1,000 mm×高さ 1,000 mm

(イ) 重量 1個あたり約 200 kg

(ウ) 結束材：PPバンド

※別添1のとおり。

※上記重量は目安であり保証値ではない。

イ 北九州市本城かんびん資源化センター

(ア) 寸法：幅 300 mm×長さ 600 mm×高さ 430 mm

(イ) 重量：1個あたり約 20 kg

(ウ) 結束材：PPバンド

※別添1のとおり。

※上記重量は目安であり保証値ではない。

##### (3) 売扱量の決定方法

ア 年間予定量： 2,158.57 t

※上記予定量は、売扱量を約するものではない。

イ 参考：資源化センターからの引渡量実績

【令和7年度（日明、本城の別に記載、月ごと、上半期）】

|    | 4月     | 5月     | 6月     | 7月     | 8月     | 9月     |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 日明 | 89.81  | 97.98  | 105.49 | 102.05 | 121.98 | 128.8  |
| 本城 | 77.8   | 70.77  | 56.97  | 98.55  | 91.4   | 90.79  |
| 計  | 167.61 | 168.75 | 162.46 | 200.6  | 213.38 | 219.59 |

【令和6年度（日明、本城の別に記載、月ごと、下半期）】

|    | 10月    | 11月    | 12月    | 1月     | 2月     | 3月     |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 日明 | 107.87 | 102.66 | 92.44  | 99.12  | 69.3   | 82.77  |
| 本城 | 109.8  | 86.41  | 71.84  | 75.22  | 64.81  | 63.94  |
| 計  | 217.67 | 189.07 | 164.28 | 174.34 | 134.11 | 146.71 |

ウ 売扱量決定方法

引渡しのつど、資源化センターに設置されている計量器（日明：最大秤量 30,000 kg、最小目盛 10 kg、積載板幅 3.0 m × 長さ 8.0 m、上屋なし、本城：最大秤量 20,000 kg、最小目盛 10 kg、積載板幅 2.7 m × 長さ 6.5 m、上屋あり：高さ制限 4.0 m）によって、運搬車両ごとに空車重量と積載重量を計量し、積載重量から空車重量を差し引いた重量をもって、当該車両1台の売扱量を決定するものとする。

(4) 契約方法

1 tあたり（消費税及び地方消費税相当額（10%。税率変更後は変更後の税率による。）は対価支払いの際に加算する）の単価契約とする。

(5) 売扱金額

本件募集における提案金額（単価）×売扱量+消費税及び地方消費税相当額

(6) 払込み

ア 各月ごとに行うものとし、単価に（様式4）引取報告書により決定した各月の引取重量（小数点第三位を四捨五入したt数）と消費税及び地方消費税率を乗じた金額（1円未満切り捨て）を、北九州市が発行する納付書（払込書）により納付するものとする。

イ 買受人は、市場価格の変動又は売扱物件の品質等を理由に、引取りを拒否し、又は契約単価及び買受金額を減額することはできない。

(7) 引渡場所

ア 北九州市小倉北区西港町97-3

北九州市日明かんびん資源化センター

イ 北九州市八幡西区洞北町7-10

北九州市本城かんびん資源化センター

※ 別添2のとおり。

## (8) 引渡方法および積込方法

- ア 引渡方法は、置場（成形品ヤード）渡しとする。
- イ 運搬車両は、買受人が調達するものとし、積込作業は、資源化センター運転管理等委託受託者（以下「運転管理者」という。）の立会いのもと、買受人が行うものとする。
- ウ 買受人は、引取りのつど運搬車両ごとの積込数量について運転管理者の確認を受けること。
- エ 運搬車両は、ベールが積載可能で、容易に積込作業ができる車両とし、上記(3)ウで示した計量器で計量可能な車両に限るものとし、必ず事前に北九州市に登録申請を行い、承認を受けた車両を使用すること。
- オ 搬出時のベールの積み込みにおいては、資源化センターで管理するクランプリフトを無償で貸与する。ただし、貸与するクランプリフトを運転することとなる者はクランプリフトの運転の免許取得者とすること。
- カ 運搬にあたっては、飛散防止等必要な措置を講じたうえ、関係法令を遵守すること。また、過積載等の違反行為を行わないこと。
- キ 運搬にあたっては、北九州市が指示する経路を経由して運搬すること。
- ク 資源化センター内建築物や構造物などを破損した場合、買受人の責任で復旧すること。
- ケ 停車時にはアイドリングストップを実施するなど、環境に配慮した運転に努めること。

## (9) 引取日時

- ア ベールの引取りは、北九州市の指示により行うものとする。原則として、月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日（いずれも祝休日、年末年始を除く）の午前9時から午後4時までとする。
- イ 買受人は、資源化センターの運営に支障をきたさないよう、事前に運転管理者と調整するとともに、北九州市から引取りの要請がなされた場合は、その指示に従うこと。

## (10) 残渣処理

- ア 再資源化の過程において発生する残渣・異物については、買受人の責任において適正に処理すること。
- イ 処理に係る費用は、買受人の負担とする。

## (11) 売払いにかかるその他条件

- ア 売払いを受ける者は北九州市物品等供給契約の有資格者名簿に登載された者に限る。
- イ 資源化センターから引き渡す本市のペットボトルについて、北九州市日明かんびん資源化センター及び北九州市本城かんびん資源化センターそれぞれにつき、年1回以上、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が令和6年3月1日「P E Tボトル分別基準適合物の品質調査について」で定める基準（令和4年3月1日改定）に基づき、P E Tボトルベール品の品質調査を実施し、調査結果を北九州市に報告すること。当調査の実施にあたっては、事前に北九州市に対し、調査計画書を提出し、北九州市の承諾を得ること。なお、この品質調査に要する費用については、買受人の負担とする。